第23回 定時株主総会 招集ご通知

魁力屋（かいりきや）

開催日時

2026年３月26日(木曜日)午前10時
(受付開始　午前９時15分)

開催場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター　２階
(京都産業会館ホール北室)

決議事項

第１号議案	吸収分割契約承認の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

株式会社 魁力屋

証券コード5891

証券コード:5891
2026年３月11日

株　主　各　位

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地
株　式　会　社　　魁　力　屋
代表取締役社長　藤　田　　宗

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
　　当社ウェブサイト　https://corp.kairikiya.co.jp/ir/stock/

　また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「魁力屋」又は証券「コード」に「5891」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」の順に選択して、ご確認いただけます。
　　東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席願えない場合は書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえでご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるかのいずれかの方法により、2026年３月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年３月26日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時15分）

2．場　　所　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター　２階（京都産業会館ホール北室）

3．株主総会の目的事項

報告事項

1．第23期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第23期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　**吸収分割契約承認の件**

第２号議案　**定款一部変更の件**

第３号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件**

第４号議案　**監査等委員である取締役４名選任の件**

第５号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件**

第６号議案　**監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

4．招集にあたっての決定事項

(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・連結株主資本等変動計算書
・結計算書類の連結注記表
・株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表

(2)ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3)書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効といたします。

(4)電磁的方法（インターネット）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎株主総会ご出席の株主様への駐車場・駐輪場のご用意はしておりませんので、公共交通機関でご来場賜りますようお願い申しあげます。
◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんのでご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎株主総会決議通知は当社ウェブサイトへの掲載といたします。株主総会終了後は書面による発送物は特にございませんので、ご了承いただきたくお願い申しあげます。
◎今後、株主総会の運営に大きな影響が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(https://corp.kairikiya.co.jp/ir/)に掲載させていただきますので、最新情報をご確認ください。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使

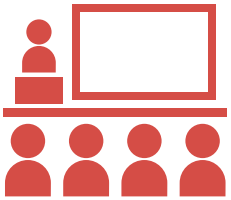

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時　2026年３月26日（木曜日）午前10時
（受付開始　午前９時15分）

事前行使のご案内

書面による議決権行使

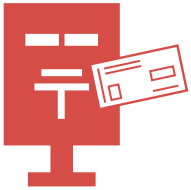

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　2026年３月25日（水曜日）午後５時30分まで

○ ご返送いただいた議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使

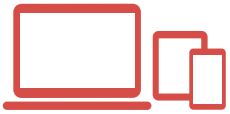

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限　2026年３月25日（水曜日）午後５時30分まで

○ 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効といたします。
○ 電磁的方法（インターネット）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、**議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

議決権行使期限　2026年３月25日（水曜日）午後５時30分締切　（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 **議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。**

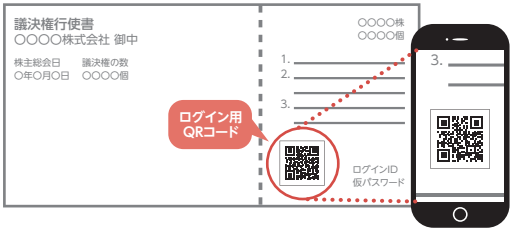

2 **以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。**

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 **議決権行使サイトにアクセスしてください。**

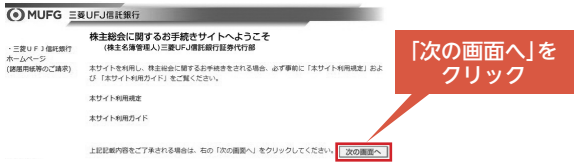

2 **議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。**

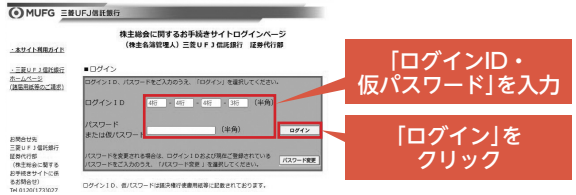

3 **以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。**

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（通話料無料）
（受付時間　午前９時から午後９時まで）

議案及び参考事項

第１号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社は、持株会社体制への移行を通じて、グループ経営管理機能の高度化及び事業運営の一層の効率化を図ることを目的として、会社分割の方式により事業の移行を行うことを予定しております。

そのため、当社は、当社が全額出資する子会社である「株式会社魁力屋分割準備会社」を吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、両社間において吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割により、当社が営む「京都北白川ラーメン魁力屋」を中心とする飲食事業に関して有する資産、負債、契約その他の権利義務のうち、吸収分割契約に定めるものを株式会社魁力屋分割準備会社に承継させ、2026年７月１日（予定）をもって持株会社体制へ移行することを予定しております。

つきましては、会社法第783条第１項の規定に基づき、本吸収分割契約の承認をお願いするものであります。

２．吸収分割契約の内容の概要

準備会社と締結した吸収分割契約の内容は次の通りであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社魁力屋（以下「甲」という。）と株式会社魁力屋分割準備会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本分割契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第５条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の「京都北白川ラーメン魁力屋」を運営する飲食事業（以下「本件対象事業という」）に関して有する第２条第１項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（商号及び住所）
本分割契約における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
（１）吸収分割会社（甲）
商号：株式会社魁力屋
住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地
（２）吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社魁力屋分割準備会社
住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地

第３条（承継する権利義務）
１．甲は、令和８年２月17日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（詳細は別紙の承継権利義務明細表に定める）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
２．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第４条（分割対価の交付）
乙は、本件吸収分割に際し、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第５条（効力発生日）
本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、令和８年７月１日とする。ただし、分割手続きの進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙が協議して会社法第７９０条第１項に基づきこれを変更することができる。

第６条（吸収分割承認総会）
甲および乙は、令和８年３月２６日に株主総会（以下「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本分割契約の承認および本件分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）
甲は、本件吸収分割の効力発生後、本件対象事業に関する競業避止義務を負わない。

第８条（会社財産の管理等）
本件契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、予め両社協議するものとする。

第９条（本契約の変更等）
　本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産または経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又はいい部を解除することができる。

第１０条（本契約の効力）
　令和８年７月１日までに第５条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

第１１条（協議事項）
　本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の主旨に従って甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

令和８年２月17日

本契約成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙が１通ずつ所持する。

（甲）住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町６７０番地
　　会社名：株式会社魁力屋
　　代表者：代表取締役　藤田　宗

（乙）住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町６７０番地
　　会社名：株式会社魁力屋分割準備会社
　　代表者：代表取締役　田口　剛

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、令和８年２月17日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
本件対象事業に係る流動資産、固定資産。

２．承継する負債
本件対象事業に係る流動負債、固定負債。

３．承継する雇用契約等
本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

４．承継するその他の権利義務
（1）雇用契約以外の契約
本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、労働者派遣契約等その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務ただし、次の権利義務を除く。
・乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
・契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
・契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

（2）許認可等
本件対象事業に関連する一切の許可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上

3．会社法施行規則第183条に定める事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、準備会社が当社の完全子会社であり、準備会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

吸収分割承継会社は2026年１月30日に設立された会社であるため確定した事業年度は存在しません。吸収分割承継会社の設立の日における貸借対照表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産　現金及び預金	10	株主資本　資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

(3) 準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社は、第１号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年７月１日をもって、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、第１号議案が承認可決されること、及び承認可決された吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更し、2026年７月１日に当該変更の効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

(2) 取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商号） 第１条 当会社は、株式会社魁力屋と称し、英文ではKairikiya Co., L td.と表示する。	（商号） 第１条 当会社は、株式会社SAKIGAKEホールディングスと称し、英文ではSAKIGAKE Holdings Co.,Ltd.と表示する。

現行定款	変更案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．飲食店の経営及び運営 ２．飲食店の企画及び経営に関するコンサルタント ３．商品、食料品、飲料の製造、加工及び販売 ４．商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務 ５．店舗の企画、設計、施工、並びに付帯機器の販売 ６．通信販売業 ７．書籍、印刷物の企画、発行並びに販売 ８．イベントの企画、運営 ９．不動産の売買、賃貸及び管理 １０．フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導 １１．前各号に附帯する一切の事業	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。 （第１項～第１１項 現行どおり）
第３条～第４条 （条文省略）	第３条～第４条 （現行どおり）
（機関の設置） 第５条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査役 ３　監査役会 ４　会計監査人	（機関の設置） 第５条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 [削除] ２　監査等委員会 ３　会計監査人
第６条～第１７条 （条文省略）	第６条～第１７条 （現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の員数） 第１８条 当会社の取締役は、８名以内とする。	（取締役の員数） 第１８条 当会社の取締役は、12名以内とする。
[新設]	２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第１９条 取締役は、株主総会の決議において選任する。	（取締役の選任） 第１９条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。
２～３（条文省略）	２～３（現行どおり）
[新設]	４　監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第２０条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第２０条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	[削除]
[新設]	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
[新設]	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で選定する。 ２　代表取締役のうち１名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。 ３　取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 ４　取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２１条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　取締役会の決議によって、前項に規定する代表取締役の中から取締役社長１名を選定し、取締役社長は、当会社の業務を執行する。 ３　取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 ４　取締役会の決議によって、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。
第２２条 （条文省略）	第２２条 （現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２３条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はさらに短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２３条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はさらに短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第２４条 （条文省略）	第２４条 （現行どおり）
[新設]	（重要な業務執行の決定の委任） 第２５条 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の議事録） 第２５条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第２６条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（取締役会規則） 第２６条 （条文省略）	（取締役会規則） 第２７条 （現行どおり）
（取締役の報酬等） 第２７条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第２８条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第２８条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。 ２（条文省略）	（取締役の責任免除） 第２９条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 ２（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	[削除]
（監査役の員数） 第２９条 当会社の監査役は、４名以内とする。	[削除]
（監査役の選任） 第３０条 監査役は、株主総会の決議において選任する。 ２　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	[削除]

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第３１条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	[削除]
（常勤の監査役） 第３２条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	[削除]
（監査役会の招集通知） 第３３条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	[削除]
（監査役会の決議方法） 第３４条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	[削除]
（監査役会の議事録） 第３５条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	[削除]
（監査役会規則） 第３６条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	[削除]

現行定款	変更案
（監査役の報酬等） 第３７条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	[削除]
（監査役の責任免除） 第３８条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	[削除]
[新設]	第５章　監査等委員会
[新設]	（監査等委員会の招集通知） 第３０条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はさらに短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
[新設]	（監査等委員会規則） 第３１条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。
第３９条～第４０条 （条文省略）	第３２条～第３３条 （現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第４１条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第３４条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
（会計監査人の責任免除） 第４２条 当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（会計監査人の責任免除） 第３５条 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第４３条～第４５条 （条文省略）	第３６条～第３８条 （現行どおり）
[新設]	（附則） （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第２３回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
[新設]	（商号及び目的に関する経過措置） 第２条 定款第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第２３回定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及びこの吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、2026年７月１日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役６名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件に生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

藤田（ふじた）　宗（つかさ）

再　任

生年月日
1968年８月10日

所有する当社の株式の数
809,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月　㈱京都相互住宅入社
1990年12月　㈱クリーニング丸藤（現㈱カーニバル）入社
2005年７月　当社設立　代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

藤田宗氏は、当社の創業以来一貫して代表取締役として経営の指揮を執り、事業基盤の確立と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの組織運営の指揮に加え、当社事業に対する深い理解、並びに強いリーダーシップ等を総合的に勘案し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

田口（たぐち） 剛（つよし）

再　任

生年月日
1968年12月30日

所有する当社の株式の数
5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月　㈱サト（現ＳＲＳホールディングス㈱）入社
2010年10月　サト・アークランドフードサービス㈱取締役社長
2015年６月　サトレストランシステムズ㈱（現ＳＲＳホールディングス㈱）取締役執行役員常務 事業統括本部長
2016年９月　㈱宮本むなし（現M＆Ｓフードサービス㈱）代表取締役社長
2018年４月　サトフードサービス㈱代表取締役執行役員社長
2019年４月　㈱マコトフードサービス専務執行役員
2020年４月　ドリームフーズ㈱専務執行役員
2021年４月　当社入社
2021年７月　当社取締役副社長事業統括本部長兼営業本部長
2025年１月　当社取締役副社長兼営業本部長
2025年７月　当社取締役副社長（現任）
（重要な兼職の状況）　台湾魁力屋国際股份有限公司　董事長

取締役候補者とした理由

田口剛氏は、食品・外食業界での豊富な実務経験を有し、複数の企業で取締役や事業統括本部長等の役職を歴任してまいりました。当社に入社して以降は取締役副社長として、中長期的な視点から経営判断を行うと同時に、営業・事業戦略を統括し、売上拡大や事業運営の効率化に貢献してまいりました。また、台湾魁力屋国際股份有限公司の董事長として海外事業も推進しており、当社の国内外事業戦略の推進に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

山川（やまかわ） 拓人（たくと）

再　任

生年月日
1973年９月13日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年１月　㈱クリエート（現㈱ＣＤＧ）入社
2014年５月　同社管理部長
2015年５月　㈱岐阜クリエート取締役
2015年５月　㈱ゴールドボンド（現㈱ジーブリッジ）取締役
2016年５月　㈱ＣＤＧ執行役員管理部長
2017年６月　同社取締役業務本部長兼管理部長
2021年４月　同社専務取締役管理本部長兼管理部長
2025年１月　当社入社執行役員管理本部長
2025年３月　当社取締役管理本部長（現任）
（重要な兼職の状況）　㈱グランキュイジーヌ取締役

取締役候補者とした理由

山川拓人氏は、上場会社において管理部長・取締役・専務取締役等を歴任し、財務・人事・総務を含む管理部門の統括経験が豊富で、内部統制やガバナンスの整備に精通しております。当社に入社して以降は、管理部門の責任者として組織運営やリスク管理体制の強化に貢献しており、当社管理部門の運営や当社グループの企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

樫葉（かしば） 誠（まこと）

再　任

生年月日
1976年８月22日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年４月　藤本食品㈱入社
2011年４月　イートアンド㈱入社
2012年３月　藤本食品㈱入社
2018年６月　同社執行役員営業本部長
2019年３月　同社常務取締役営業本部長
2021年11月　当社入社
2022年１月　当社商品本部長
2022年３月　当社執行役員商品本部長兼購買部長
2023年３月　当社上席執行役員商品本部長兼購買部長
2025年３月　当社取締役商品本部長兼購買部長
2025年７月　当社取締役MD本部長兼購買部長（現任）
（重要な兼職の状況）　㈱グランキュイジーヌ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

樫葉誠氏は、総合食品メーカーで執行役員や常務取締役を歴任してまいりました。当社に入社して以降も、担当役員として商品企画、商品開発、購買戦略及び原価管理等を統括し、当社の商品戦略の策定や購買体制の最適化や収益性の向上に貢献しております。また、子会社の代表取締役を兼務するなど、グループ全体のシナジー創出にも寄与しております。このことから、当社の更なる競争力強化及び企業価値向上に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

鹿中（かなか） 一志（ひとし）

新　任

生年月日
1975年４月18日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年４月　㈱タスコシステム入社
2009年２月　㈱高田屋入社　取締役社長COO
2010年２月　㈱ダイヤモンドダイニング（現㈱DDグループ）入社
2011年６月　同社執行役員営業本部副本部長
2012年５月　同社取締役営業支援本部長
2015年５月　同社取締役営業統括
2022年５月　同社専務取締役
2023年５月　同社常務取締役
2025年３月　当社入社　執行役員
2025年４月　当社上席執行役員
2025年７月　当社上席執行役員営業本部長
2026年１月　当社上席執行役員グループ成長戦略担当（現任）
（重要な兼職の状況）　該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

鹿中一志氏は、上場会社の営業部門の要職を歴任し、営業部門全体を牽引してきた実績があり、また取締役として豊富な経験を有していることから、当社グループの成長戦略に資することが期待されるため、取締役として適任と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

判治 孝之（はんじ たかゆき）

新　任　社　外　独　立

生年月日
1965年12月24日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年４月　三菱商事㈱入社
1996年５月　MC Meats Holdings Pty.,Ltd（豪州）出向
1999年２月　三菱商事㈱復帰
2003年４月　同社広報部報道チームリーダー
2005年９月　日本ケンタッキー・フライド・チキン㈱出向
2007年４月　同社執行役員
2010年４月　三菱商事㈱復帰
2011年４月　同社農水産本部戦略企画室長
2012年５月　Indiana Packers Corporation（米国）出向　Chairman＆CEO
2016年４月　三菱商事㈱復帰　広報部長
2020年６月　日本ＫＦＣホールディングス㈱取締役常務執行役員
2021年６月　同社代表取締役社長
（重要な兼職の状況）　該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

判治孝之氏は、三菱商事株式会社において食料・外食関連分野を中心に豊富な業務経験を有し、豪州及び米国での海外出向や米国子会社におけるChairman＆CEOとしての経営経験を通じて、グローバルな事業運営に精通しております。また、日本ＫＦＣホールディングス株式会社においては、取締役常務執行役員及び代表取締役社長として経営を担い、企業価値向上に貢献してまいりました。これらの経営経験及び国際的な視点を当社経営に活かしていただくことを期待し、新たに取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者　藤田宗氏は当社の経営を支配している者であります。
３．各候補者の所有する株式数は当期末（2025年12月末）現在の株式数を記載しております。
４．判治孝之氏は会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
５．判治孝之氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
６．判治孝之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額といたします。
７．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員である取締役（いずれも社外を含む。）並びに執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補償の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

加茂下（かもした） 泰生（やすお）

新　任　社　外　独　立

生年月日
1961年５月26日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月　㈱ワコール（現㈱ワコールホールディングス）入社
1994年７月　同社香港現地法人出向
2001年４月　㈱ワコール復帰
2005年10月　㈱ワコールホールディングス出向
2014年４月　㈱ワコール復帰　執行役員総合企画室長
2016年４月　㈱ワコール取締役執行役員総合企画室長
2018年４月　同社取締役常務執行役員総合企画室長
2022年４月　同社取締役常務執行役員管理担当
　㈱ワコールホールディングス執行役員グループ品質保証担当兼サステナビリティ推進担当
2023年４月　㈱ワコールシニアアドバイザー
（重要な兼職の状況）該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加茂下泰生氏は、株式会社ワコール及び同社グループにおいて長年にわたり、経営企画、管理部門、品質保証及びサステナビリティ推進等の幅広い分野に携わり、取締役及び執行役員として豊富な経営・管理経験を有しております。また、海外子会社への出向経験を通じてグローバルな事業運営にも精通しており、内部統制、リスク管理及びグループガバナンスに関する高度な知見を有しております。これらの経験と専門性を活かし、常勤の監査等委員として、取締役の職務執行の監査及び当社の監査体制の強化に適切に貢献いただくことを期待しております。

候補者番号 2

大森（おおもり） 剛（つよし）

新　任　社　外　独　立

生年月日
1969年２月22日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年４月　㈱ジャパンエナジー入社
2004年10月　弁護士登録
　　弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所入所
2015年12月　当社社外監査役（現任）
2017年１月　弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員（現任）
2024年12月　㈱東京一番フーズ社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）　弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員
　　㈱東京一番フーズ社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大森剛氏は、弁護士としての高度な専門知識及び豊富な実務経験を有するとともに、当社監査役として長年にわたり当社の経営及び業務執行の監査に携わってまいりました。これまでの経験を通じて当社の事業内容及びリスク特性を十分に理解しており、また他社における社外監査役としての経験も有しております。これらの知見を活かし、取締役である監査等委員（社外）として、法令遵守及びガバナンスの観点から独立性の高い監督・監査を行うとともに、取締役会における適切な助言・提言を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただくことを期待しております。

候補者番号 3

永井（ながい） 康（やすし）

新　任　社　外　独　立

生年月日
1963年４月21日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月　日本勧業角丸証券㈱（現みずほ証券㈱）入社
2001年10月　アシックス商事㈱入社
2007年11月　みずほインベスターズ証券㈱（現みずほ証券㈱）入社
2016年８月　㈱大宣システムサービス監査役
2018年３月　当社社外監査役（現任）
2020年９月　㈱大和（現DAIWA CYCLE㈱）常勤監査役（現任）
（重要な兼職の状況）　DAIWA CYCLE㈱常勤監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永井康氏は、証券会社における長年の勤務を通じて培った財務、会計及び金融に関する知見を有するとともに、事業会社における実務経験及び複数社での監査役経験を有しております。また、当社社外監査役として継続的に当社の監査に携わっており、当社の事業内容及び経営課題を十分に理解しております。これらの経験を活かし、取締役である監査等委員（社外）として、財務・会計の観点を中心とした実効性の高い監査・監督を行うとともに、独立した立場から取締役会において適切な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくことを期待しております。

候補者番号 4

宮本 文子（みやもと あやこ）

新　任　社　外　独　立

生年月日
1973年11月30日

所有する当社の株式の数
―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2000年６月　東京北斗監査法人（現仰星監査法人）入所
2003年７月　中村文子公認会計士事務所設立（現任）
2023年３月　当社社外取締役（現任）
2024年６月　㈱中西製作所社外監査役（現任）
2024年12月　㈱ＴＶＥ監査等委員である社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）　中村文子公認会計士事務所代表
㈱中西製作所社外監査役
㈱ＴＶＥ監査等委員である社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮本文子氏は、公認会計士として監査法人及び公認会計士事務所における豊富な実務経験を通じて、財務・会計及び内部統制に関する高度な専門知識を有しております。また、当社社外取締役としての経験に加え、他社における社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての経験も有しており、企業経営に対する監督・監査の実務にも精通しております。これらの知見を活かし、取締役である監査等委員（社外）として、財務・会計の観点を中心とした実効性の高い監査・監督を行うとともに、独立した立場から取締役会において適切な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただくことを期待しております。

（注）１．加茂下泰生氏、永井康氏、宮本文子氏と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．大森剛氏が代表取締役を務める弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所は、当社との間で顧問契約を締結しており、取引関係があります。
３．各候補者の所有する株式数は当期末（2025年12月末）現在の株式数を記載しております。
４．各候補者はいずれも新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
５．大森剛氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって10年３ヶ月となります。
６．永井康氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
７．宮本文子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
８．大森剛氏、永井康氏、宮本文子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、加茂下泰生氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
９．当社は大森剛氏、永井康氏、宮本文子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本議案が承認可決された場合には、各氏と当該契約と同等の内容の契約を締結する予定であります。また、候補者加茂下泰生氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
10．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員である取締役（いずれも社外を含む。）並びに執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補償の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

（ご参考）スキルマトリクス

本総会終結時点の取締役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

取締役

氏　名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング	IT・DX	ESG	グローバル	人事・労務	マーチャンダイジング
再任　藤田　宗	●			●		●	●		●
再任　田口　剛	●		●	●			●	●	●
再任　山川拓人	●	●	●		●	●		●	
再任　樫葉　誠	●			●		●			●
新任　鹿中一志	●			●					●
新任 社外 独立　判治孝之	●	●	●	●		●	●		●

監査等委員

氏　名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング	IT・DX	ESG	グローバル	人事・労務	マーチャンダイジング
新任 社外 独立　加茂下泰生	●	●	●		●	●	●		
新任 社外 独立　大森　剛	●		●				●		
新任 社外 独立　永井　康		●	●	●				●	
新任 社外 独立　宮本文子		●	●			●			

主要なスキルの選定理由

企業経営	変化する事業環境において、企業価値を向上させる経営戦略を策定し、効果的に実行するためには、企業経営に関する十分な知識・経験・実績が必要と考えております。
財務・会計	正確な財務報告はもちろん、持続的な成長のための投資判断や資本コストを意識した財務戦略を策定するためには、財務・会計分野における確かな知見を有することが必要と考えております。
法務・コンプライアンス	適正かつ効率的な業務執行を確保できるガバナンス体制を構築し、経営の監視・牽制機能の実効性向上を図るためには、法務・コンプライアンス分野での確かな知見を有することが必要と考えております。
マーケティング	外部環境の変化、お客様のニーズの多様化等を的確にとらえ、業態開発、店舗開発、商品開発を効果的に行うためには、マーケティング分野における確かな知見を有することが必要と考えております。
IT・DX	情報技術が日々進化する中、サイバーセキュリティを含む情報インフラの整備に加え、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進するためには、IT・DX分野での確かな知見を有することが必要と考えております。
ESG	持続可能な社会の実現に向けた課題解決への取り組みを通じて、当社の将来の収益機会や潜在的なリスクを予見するために、ESG・サステナビリティ分野での確かな知見を有することが必要と考えております。
グローバル	持続的な成長を実現するためには事業領域のグローバルな展開が必須であり、多様な価値観や文化を尊重した事業運営を行うために、グローバルな知見を有することが必要と考えております。
人事・労務	国内の人口が減少し、多様な人材、多様な働き方が求められる中、人的資本への積極的な投資を行い最大化を図るために、人事・労務分野における確かな知見を有することが必要と考えております。
マーチャンダイジング	社会環境の変化に機動的に対応するためには、原材料の調達からお客様に商品を提供するまでのサプライチェーンの最適化が重要であることから、マーチャンダイジングにおける確かな知見を有することが必要と考えております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年３月28日開催の第13回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、これまでと同じく年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたします。

本議案の内容は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会から適切である旨の答申を受けており、相当であると考えております。

現在の取締役は６名（うち社外取締役は２名）ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額35百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会の審議を経て決定しており、相当と判断しております。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以　上

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要に支えられ、緩やかな回復基調を辿っております。しかしながら、物価の上昇やエネルギー・原材料価格の高止まり等により、個人消費は節約志向が強まっているほか、米国の通商政策や地政学リスクが懸念される等、依然として景気下振れリスクを抱えた状況が続いております。

外食産業におきましては、人流の回復やインバウンド需要等により外食需要は堅調に推移しているものの、原材料価格の高騰、光熱費・建築費等のコスト上昇、人件費の高騰等が経営環境に与える影響は大きく、経営環境は極めて不透明であります。

このような状況のなか、当社は第３四半期連結会計期間において株式会社グランキュイジーヌの全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。これにより、当社グループは、株式会社魁力屋、台湾魁力屋国際股份有限公司、株式会社グランキュイジーヌの３社で構成されることとなりました。また、急速な環境変化の中で果敢に成長戦略を推進するため、2026年７月を目途に持株会社体制に移行することといたしました。

当連結会計年度における取り組みといたしましては、当社の商品・販売施策として、「餃子半額祭」、「焼きめし定食（小）半額祭」、「生ビール半額祭」、「お子さまラーメン半額祭」、「創業感謝祭」等を開催し、多くのお客様にご来店いただきました。期間限定商品につきましては、１.５カ月の間隔で「野菜たっぷり塩タンメン」、「特製肉玉醤油そば」、「背脂スタミナまぜそば」、「冷やし醤油らーめん」、「セアブラ担担麺」、「九条ねぎ雲呑麺」、「にんにく背脂醤油ラーメン」、「京都漆黒醤油ラーメン」等を販売し、多くのお客様にご好評いただきました。また、食材価格の高騰、人件費上昇等に伴い、３月に販売価格を改定したほか、新たなコンテンツの発信による集客を行うため、公式アプリをリリースいたしました。

出退店の状況につきましては、直営店を11店舗、ＦＣ加盟店等を13店舗出店いたしました。この結果、ラーメン魁力屋175店舗（うち直営店123店舗、ＦＣ加盟店等52店舗）、中食事業等10店舗の合計185店舗となりました。

海外子会社につきましては、８月に海外初出店として、「京都北白川 ラーメン魁力屋 新光三越台南小北門店」を台湾の台南市にオープンし、多くのお客様にご来店いただくことができました。また、子会社化した株式会社グランキュイジーヌにつきましては、「肉そばけいすけ」、「札幌みその一期一会」等の魁力屋が展開する商品とは異なるラインナップを提供することで、多くのお客様の支持を得ることができました。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績は、売上高14,721,631千円、営業利益764,871千円、経常利益789,016千円、店舗別損益の継続的な赤字、または営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の156,814千円を減損損失として計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益297,445千円となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるためセグメントごとの記載はしておりません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、足元の経済動向は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人観光客数の増加によるインバウンド需要の拡大等を背景に底堅く推移することが予想されます。しかしながら、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高止まりや物価上昇に伴う実質賃金のマイナス傾向等は継続しており、先行きは依然不透明であります。

外食産業におきましては、所得環境の改善やインバウンド需要の拡大等により外食需要は引き続き堅調に推移するものと予想されますが、継続する原材料価格の高止まりや最低賃金の改定による労務コストの上昇等、収益確保に向けたハードルは高い状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、経営ビジョンである「日本の食文化と『おもてなしの心』で世界中を笑顔に！」を実現するため、引き続き「加速度的な店舗展開と収益構造の変革」及び「食の総合企業への飛躍」を中長期経営戦略に掲げ、持続的な成長の実現と収益基盤の強化に取り組んでまいります。

その中において、「マルチブランドによる持続的成長モデルの構築」が重要な成長戦略の柱の一つであることから、昨年子会社化した株式会社グランキュイジーヌに引き続き、魁力屋が展開する商品とは異なる「つけ麺」を中心としたラインナップを有する、株式会社エムピーキッチンホールディングスを2026年１月に完全子会社化いたしました。当社グループは今後も各ブランドの特性を活かしたブランド戦略を展開し、企業価値を拡大してまいります。

また、海外事業につきましては、2026年１月に台湾の台中市に２号店目となる、「京都北白川 ラーメン魁力屋 新光三越台中中港店」、台湾の台北市に３号店目となる「京都北白川ラーメン魁力屋 新光三越台北本店」を続けて開店し、出店数を拡大いたしました。引き続き現地における需要動向を見極めながら魁力屋ブランドの展開と事業基盤の拡大を図ってまいります。

以上の状況を踏まえ、次期の連結業績につきましては、売上高は、24,500百万円、営業利益は750百万円、経常利益は600百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は250百万円、のれん償却前営業利益は1,200百万円、EBITDAは1,800百万円を予想しております。なお、これらの予想及び進捗は今後の市場環境等、様々な要因により変動する可能性を含んでおります。

当社グループは、外食事業を取り巻く環境が日々変化するなか、変化するお客様のニーズに柔軟に対応し、お客様に選ばれ続ける企業としてより強固な企業体質を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主に新規出店に関する投資を行い、その設備投資額は755,422千円となりました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度に、M&A資金を金融機関より長期借入金として1,000,000千円の資金調達を行いました。

また、株式会社エムピーキッチンホールディングスの株式取得のため、2026年１月５日及び2026年１月７日付で金融機関より長期借入金として5,000,000千円を資金調達しております。

(5) 他の会社の株式の取得の状況

当社は、2025年７月15日付で株式会社グランキュイジーヌの株式を100%取得いたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 第20期	2023年度 第21期	2024年度 第22期	2025年度 (当連結会計年度) 第23期
売上高	－千円	－千円	－千円	14,721,631千円
経常利益	－千円	－千円	－千円	789,016千円
親会社株主に帰属する当期純利益	－千円	－千円	－千円	297,445千円
１株当たり当期純利益	－円	－円	－円	52.62円
総資産	－千円	－千円	－千円	9,682,844千円
純資産	－千円	－千円	－千円	5,163,753千円
１株当たり純資産額	－円	－円	－円	912.62円

(注) 第23期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第22期以前の各数値は記載しておりません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「ラーメン魁力屋」のブランドを中心として、主に国内は、関西地方、関東地方、東海地方に店舗を展開しております。また、海外は台湾において店舗を展開しております。

(8) 主要な営業所及び店舗（2025年12月31日現在）

名称	所在地
本社	京都府京都市
東京本部	東京都千代田区
店舗	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

（注）上記所在地のほか、ＦＣ加盟店・社内ＦＣ店の店舗が青森県、岩手県、福島県、群馬県、岐阜県、石川県、長野県、三重県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県にございます。また、子会社の店舗で、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県、台湾にございます。

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
439（904）名	― (―)

（注）1．従業員数は就業人数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。
2．従業員数に嘱託者を含みます。
3．2025年7月より連結に移行しましたため、前連結会計年度末との比較はありません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
382（834）名	56名増	36.1歳	3.9年

（注）1．従業員数は就業人数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。
2．従業員数に嘱託者を含みます。

（10）主要な借入先（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	438,692千円
株式会社みずほ銀行	416,332千円
株式会社日本政策金融公庫	199,760千円
株式会社京都銀行	155,920千円
株式会社埼玉りそな銀行	148,520千円

（11）重要な子会社の状況（2025年12月31日現在）

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱グランキュイジーヌ	23,000千円	100.0%	ラーメンの販売を中心とした飲食事業
台湾魁力屋国際股份有限公司	45,000千台湾ドル	100.0%	ラーメンの販売を中心とした飲食事業

（12）親会社等との間の取引に関する事項（2025年12月31日現在）

当社の代表取締役社長である藤田宗氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、各店舗の賃借料について、代表取締役社長藤田宗氏から債務保証を受けております。

① 取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は役員との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、当該取引の合理性、取引条件の妥当性を事前に審議したうえで承認を得ることとしております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記①に記載の方法で承認をしており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払は行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　15,000,000株

（2）発行済株式の総数　5,658,200株　（自己株式31株を含む）

（3）株主数　8,599名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マルフジコーポレーション	2,743,100株	48.48%
藤田　宗	809,500株	14.30%
みずほ信託銀行株式会社（信託口）	168,000株	2.96%
株式会社ＳＢＩ証券	77,725株	1.37%
岩田屋フード株式会社	60,000株	1.06%
楽天証券株式会社共有口	46,400株	0.82%
魁力屋従業員持株会	44,200株	0.78%
丸本　純平	39,700株	0.70%
株式会社大垣書店	21,200株	0.37%
大和商工株式会社	21,200株	0.37%

（注）１．持株比率は、自己株式（31株）を控除して計算しております。
　　２．持株比率は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

ストックオプションの行使としての新株発行により、発行済株式の総数は23,300株増加しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2022年３月30日 定時株主総会及び取締役会決議 （第３回新株予約権）
発行日	2022年３月31日
新株予約権の払込金額	払込を要しない
役員の保有状況	555個（５名）
うち取締役	425個（２名）
うち社外取締役	―
うち社外監査役	130個（３名）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 55,500株 （新株予約権１個当たり100株）
新株予約権の行使時に払込をすべき金額	１株当たり720円
新株予約権の行使期間	2024年４月１日から 2032年２月29日 ただし、日本国内の金融商品取引所に上場した日より３ヶ月が経過するまでは行使することができない。
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認める場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　田　　宗	
取締役副社長	田　口　　剛	台湾魁力屋国際股份有限公司董事長
取締役	樫　葉　　誠	MD本部長兼購買部長 株式会社グランキュイジーヌ代表取締役社長
取締役	山　川　拓　人	管理本部長 株式会社グランキュイジーヌ取締役
取締役	鈴　木　芳　克	
取締役	宮　本　文　子	中村文子公認会計士事務所代表 株式会社中西製作所社外監査役 株式会社ＴＶＥ監査等委員である社外取締役
常勤監査役	福　冨　宏　之	
監査役	大　森　　剛	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員 株式会社東京一番フーズ社外監査役
監査役	永　井　　康	ＤＡＩＷＡ　ＣＹＣＬＥ株式会社常勤監査役

（注）1．鈴木芳克氏及び宮本文子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．福冨宏之氏、大森剛氏及び永井康氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役鈴木芳克氏及び宮本文子氏、監査役福冨宏之氏及び大森剛氏並びに永井康氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4．常勤監査役福冨宏之氏は長年にわたる経理業務の経験があり、また、監査役永井康氏は金融機関における長年にわたる経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当該事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
①2025年３月28日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、丸本純平氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
②2025年３月28日開催の第22回定時株主総会において、樫葉誠氏及び山川拓人氏が取締役として選任され就任いたしました。
6．当該事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
田　口　　剛	取締役副社長 兼営業本部長	取締役副社長	2025年７月１日
樫　葉　　誠	取締役商品本部長 兼購買部長	取締役MD本部長 兼購買部長	2025年７月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役（いずれも社外を含む。）並びに執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を以下のとおり定めております。

a. 当社の持続的な発展に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること。

b. ステークホルダーと価値観を共有し中長期的な企業価値向上に資する制度であること。

c. 報酬体系及び報酬決定に関する基本方針及び基準は、客観性及び透明性を確保するため、指名報酬委員会の審議及び答申に基づくものであること。

なお、取締役の個人別の報酬は、当該決定方針に則り、取締役会の決議に基づいて、指名報酬委員会が決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は指名報酬委員会の答申を得ており当該方針に沿うものであると取締役会で判断しております。

また、監査役の報酬は、監査役同士の協議で設定する固定の基本報酬としております。

② 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2016年３月28日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名であります。また、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、指名報酬委員会にその決定を委任することとしております。指名報酬委員会は社外取締役２名及び取締役１名で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬等について審議を行い、取締役会に答申しております。なお、指名報酬委員会の構成員につきましては次のとおりであります。

・構成員の氏名、地位及び担当

委員長　藤田　宗（代表取締役社長）
委　員　鈴木芳克（社外取締役）
委　員　宮本文子（社外取締役）

④　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　７名　　97,140千円　（うち社外取締役　２名　　8,640千円）
監査役　３名　　15,000千円　（うち社外監査役　３名　15,000千円）

（注１）当社は上記以外に職務執行の対価として、取締役及び監査役に対して新株予約権を付与しております。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「３.（１)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

（注２）取締役の報酬等の額には退任した取締役の報酬を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

取締役宮本文子氏は中村文子公認会計士事務所の代表であり、株式会社中西製作所の社外監査役及び株式会社ＴＶＥの監査等委員である社外取締役に就任しております。また、監査役永井康氏はＤＡＩＷＡ　ＣＹＣＬＥ株式会社の常勤監査役に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役大森剛氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しております。当社が同事務所に支払う顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれの年間売上高に対し僅少であり、大きな影響を与える取引関係にはありません。また、同氏は株式会社東京一番フーズの社外監査役に就任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役に関する事項

氏名	地位	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
鈴 木 芳 克	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、外食企業の役員経験及び長年培った外食産業の豊富な知識・経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員候補者の選定や役員報酬額の決定に関し、中立的な助言を行うことで客観的・合理的な意思決定に寄与しております。
宮 本 文 子	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、公認会計士及び税理士としての高い専門性に基づく見地から取締役会の適正性の確保に必要な助言提言を行っており、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員候補者の選定や役員報酬額の決定に関し、中立的な助言を行うことで客観的・合理的な意思決定に寄与しております。さらにサステナビリティ委員会においても、会計の専門家として助言しております。

b. 社外監査役に関する事項

氏名	地位	主な活動状況
福 冨 宏 之	常勤監査役	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回全てに出席し、上場会社の役員経験及び長年事業会社で培った会計・税務の経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。
大 森 剛	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回全てに出席し、弁護士として専門的な知識及び豊富な経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。
永 井 康	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会15回全てに出席し、金融機関を通じて培った知識・経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。

③ 親会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

（1）名称

太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3．当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が3,700千円あります。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続して職務を全うするうえで重大な支障があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出します。

（5）会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象
太陽有限責任監査法人

② 処分内容
a. 契約の新規の締結に関する業務の停止　３ケ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
b. 業務改善命令（業務管理体制の改善）
c. 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止　３ケ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月１回開催し、取締役の情報共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行います。

b. 監査役は、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行います。

c. 「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し法令、定款、規程及び社会規範の遵守に取り組みます。

d. 監査役及び内部監査担当者は、取締役及び使用人の職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているかどうかの監査を行います。

e. 「内部通報制度運用規程」に基づき、法令及び定款違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築します。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報、契約書、稟議書等の社内重要書類及びこれらの情報については、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存を行います。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、定期的に各取締役、経営幹部及び従業員から、業務執行に関わる重要な情報の報告を行います。

b. 「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク対応状況を報告、管理することでリスクを最小限に抑える体制を構築します。

c. 有事の際は、代表取締役社長が臨時委員会を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な連携をとれる体制を構築します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、定例の取締役会を毎月１回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、「取締役会規則」及び「職務権限規程」において、取締役会において決議又は報告が必要な事項を定めております。

b. 日常の職務執行については、各社内諸規程・マニュアル等へ定めており、必要に応じて規程の見直しを行うことで、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

⑤　当社グループ会社の管理に関する取り組み

当社グループ会社の管理につきましては、グループ会社に関する業務の効率化と適正化を図ることを目的に「関係会社管理規程」を制定し、当該ルールに基づき管理することとしており、当社グループ会社を管理する主管部署を決め、その部門長が管理業務を主体的に行っております。また、当社の内部監査部門につきましても、グループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言、指導できる体制としております。

⑥　監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

b. 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については、監査役と取締役の協議によるものとし、補助使用人の独立性について十分留意するものとします。

c. 監査役は必要に応じ適宜当該使用人に対し、業務執行の報告を求めることができるものとします。

⑦　当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けることができる体制を構築します。

b. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、監査役に報告することとしております。

c. 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を理由として不利益な扱いを禁止し、内部通報に関する社内規程に準じた取り扱いとします。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社グループに対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨　当社グループのその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築します。
b. 監査役は会計監査人及び内部監査人と意見交換や情報交換を行い、必要に応じ適宜連携できる体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記方針に基づき内部統制システムの整備を行い、その適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

①　コンプライアンス管理

当社は、リスク・コンプライアンス管理規程を社内に告知しており、コンプライアンス意識の向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。当事業年度におきましては営業社員、店長向けにパワーハラスメントに関する研修等を実施いたしました。また、パート・アルバイトスタッフにおいても時間帯責任者の役職スタッフには時間帯責任者検定のカリキュラム内にてコンプライアンス研修を行っております。リスク・コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、討議しており、関係各部で対策を実施しております。また、反社会的勢力の排除に関する規程を定め社内に告知しております。内部通報制度として、外部の弁護士が窓口を担当しており、通報内容についてリスク・コンプライアンス委員会に報告を行い、改善、再発防止に努めております。

②　リスク管理

当社は、リスク・コンプライアンス委員会で策定したリスク管理表に基づき主管部署を特定のうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。

③　取締役の職務執行の管理

当社は、月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況を取締役会及び経営会議で報告し、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。また、定例の取締役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行の報告を行い、年間を通して全役員が出席して効率的に行われております。当事業年度の取締役会は21回開催いたしました。

④　監査役の職務執行の管理

当社は、監査上必要な資料の提供やスケジュール調整を行い、円滑な監査役監査が遂行できるよう努めております。監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人から必要な情報を得るほか、使用人からも情報収集を行っております。さ

らには、四半期ごとに会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。また、定例の監査役会を毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、全監査役が出席して取締役の職務執行状況について意見交換を行っております。当事業年度の監査役会は15回開催いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の基本方針については、特に定めておりません。

７．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

2025年12月期の期末配当は、新たな成長につながる設備投資資金や今後の事業展開の備えとしての内部留保を確保しつつ、年間配当性向につき個別業績基準で20％程度を目標に１株当たり23円の配当をすることで予定しております。また、次期の配当につきましては、当連結会計年度と同様に年間配当性向につき個別業績基準で20％程度を目標に１株当たり23円の配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**4,570,051**
現金及び預金	3,452,275
売掛金	585,637
預け金	246,598
原材料	59,704
その他	225,835
固定資産	**5,112,793**
有形固定資産	2,863,237
建物及び構築物	2,334,446
機械装置及び運搬具	223,358
工具、器具及び備品	74,975
土地	180,218
建設仮勘定	15,772
その他	34,465
無形固定資産	926,866
のれん	863,755
その他	63,111
投資その他の資産	1,322,688
長期貸付金	208
繰延税金資産	374,573
敷金及び保証金	716,744
その他	231,162
資産合計	**9,682,844**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**2,591,612**
買掛金	633,028
１年内返済予定の長期借入金	482,466
未払金	896,437
未払法人税等	215,937
賞与引当金	45,050
株主優待引当金	11,959
資産除去債務	6,371
リース債務	11,099
契約負債	32,694
その他	256,568
固定負債	**1,927,479**
長期借入金	1,320,594
リース債務	28,518
繰延税金負債	463
資産除去債務	475,836
その他	102,066
負債合計	**4,519,091**
（純資産の部）	
株主資本	**5,151,761**
資本金	925,165
資本剰余金	1,079,678
利益剰余金	3,147,011
自己株式	△93
その他の包括利益累計額	**11,992**
為替換算調整勘定	11,992
純資産合計	**5,163,753**
負債・純資産合計	**9,682,844**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**14,721,631**
売上原価		**4,394,358**
売上総利益		**10,327,273**
販売費及び一般管理費		**9,562,402**
営業利益		**764,871**
営業外収益		
受取利息	4,533	
受取賃貸料	20,937	
受取手数料	14,521	
その他	36,482	76,474
営業外費用		
支払利息	14,137	
賃貸費用	21,052	
固定資産除却損	5,649	
その他	11,490	52,329
経常利益		**789,016**
特別損失		
減損損失	156,814	
その他	44	156,858
税金等調整前当期純利益		**632,158**
法人税、住民税及び事業税	328,757	
法人税等調整額	5,954	334,712
当期純利益		**297,445**
親会社株主に帰属する当期純利益		**297,445**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**3,964,243**
現金及び預金	2,890,016
売掛金	569,786
原材料	42,971
前払費用	153,511
預け金	182,634
関係会社短期貸付金	18,518
その他	106,804
固定資産	**5,185,936**
有形固定資産	2,629,874
建物	1,914,917
構築物	223,205
機械及び装置	222,088
工具、器具及び備品	54,979
土地	180,218
リース資産	34,465
無形固定資産	62,615
借地権	56,808
ソフトウエア	1,033
リース資産	1,604
その他	3,168
投資その他の資産	2,493,446
関係会社株式	1,244,452
出資金	70
関係会社長期貸付金	81,481
長期前払費用	63,005
繰延税金資産	322,414
敷金及び保証金	613,994
建設協力金	168,027
資産合計	**9,150,179**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**2,346,779**
買掛金	573,127
１年内返済予定の長期借入金	395,240
リース債務	11,099
未払金	822,271
未払費用	16,277
未払法人税等	215,937
契約負債	32,694
前受金	7,250
預り金	55,045
賞与引当金	45,050
株主優待引当金	11,959
その他	160,825
固定負債	**1,454,352**
長期借入金	888,840
リース債務	28,518
資産除去債務	437,116
その他	99,878
負債合計	**3,801,132**
（純資産の部）	
株主資本	**5,349,047**
資本金	925,165
資本剰余金	1,079,678
資本準備金	985,921
その他資本剰余金	93,756
利益剰余金	3,344,297
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	3,341,797
繰越利益剰余金	3,341,797
自己株式	△93
純資産合計	**5,349,047**
負債・純資産合計	**9,150,179**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**13,861,123**
売上原価		**4,132,840**
売上総利益		**9,728,282**
販売費及び一般管理費		**8,794,539**
営業利益		**933,743**
営業外収益		
受取利息	3,494	
受取賃貸料	20,937	
受取手数料	14,521	
キャッシュバック収入	661	
その他	34,703	74,317
営業外費用		
支払利息	9,999	
賃貸費用	21,052	
支払手数料	2,990	
固定資産除売却損	5,649	
その他	7,252	46,944
経常利益		**961,116**
特別損失		
減損損失	153,180	153,180
税引前当期純利益		**807,935**
法人税、住民税及び事業税	327,416	
法人税等調整額	△11,747	315,668
当期純利益		**492,266**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年２月16日

株式会社魁力屋
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡本　伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸田　圭亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社魁力屋の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魁力屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表「重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」に記載されているとおり、会社は、2025年11月14日開催の取締役会において株式会社エムピーキッチンホールディングスの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年１月７日に株式を取得している。
２．連結注記表「重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」に記載されているとおり、会社は、株式会社エムピーキッチンホールディングスの株式取得に必要な資金を調達するため、2025年11月14日開催の取締役会において借入を行うことを決議し、2025年12月24日開催の取締役会において借入の詳細について決議している。当該借入については、2026年１月５日及び2026年１月７日付で金銭消費貸借契約を締結し、実行がされている。
３．連結注記表「重要な後発事象に関する注記（分割準備会社設立と純粋持株会社体制への移行について）」に記載されているとおり、会社は、2025年12月16日開催の取締役会において、純粋持株会社体制への移行を目的として、会社を分割会社とし、100％出資の準備会社を承継会社とする会社分割（吸収分割）により、分割対象事業を準備会社に承継させる吸収分割契約を締結することを決議している。また、2026年１月30日に分割準備会社を設立している。なお、本吸収分割については2026年３月26日開催の株主総会の承認が条件となっている。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年２月16日

株式会社魁力屋
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡本　伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸田　圭亮

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社魁力屋の2025年１月１日から2025年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．個別注記表「重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」に記載されているとおり、会社は、2025年11月14日開催の取締役会において株式会社エムピーキッチンホールディングスの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年１月７日に株式を取得している。
２．個別注記表「重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」に記載されているとおり、会社は、株式会社エムピーキッチンホールディングスの株式取得に必要な資金を調達するため、2025年11月14日開催の取締役会において借入を行うことを決議し、2025年12月24日開催の取締役会において借入の詳細について決議している。当該借入については、2026年１月５日及び2026年１月７日付で金銭消費貸借契約を締結し、実行がされている。
３．個別注記表「重要な後発事象に関する注記（分割準備会社設立と純粋持株会社体制への移行について）」に記載されているとおり、会社は、2025年12月16日開催の取締役会において、純粋持株会社体制への移行を目的として、会社を分割会社とし、100％出資の準備会社を承継会社とする会社分割（吸収分割）により、分割対象事業を準備会社に承継させる吸収分割契約を締結することを決議している。また、2026年１月30日に分割準備会社を設立している。なお、本吸収分割については2026年３月26日開催の株主総会の承認が条件となっている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

株式会社魁力屋　監査役会

常勤社外監査役　福冨　宏之

社外監査役　大森　剛

社外監査役　永井　康

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

京都経済センター　2階（京都産業会館ホール北室）

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地　TEL　075-351-1300

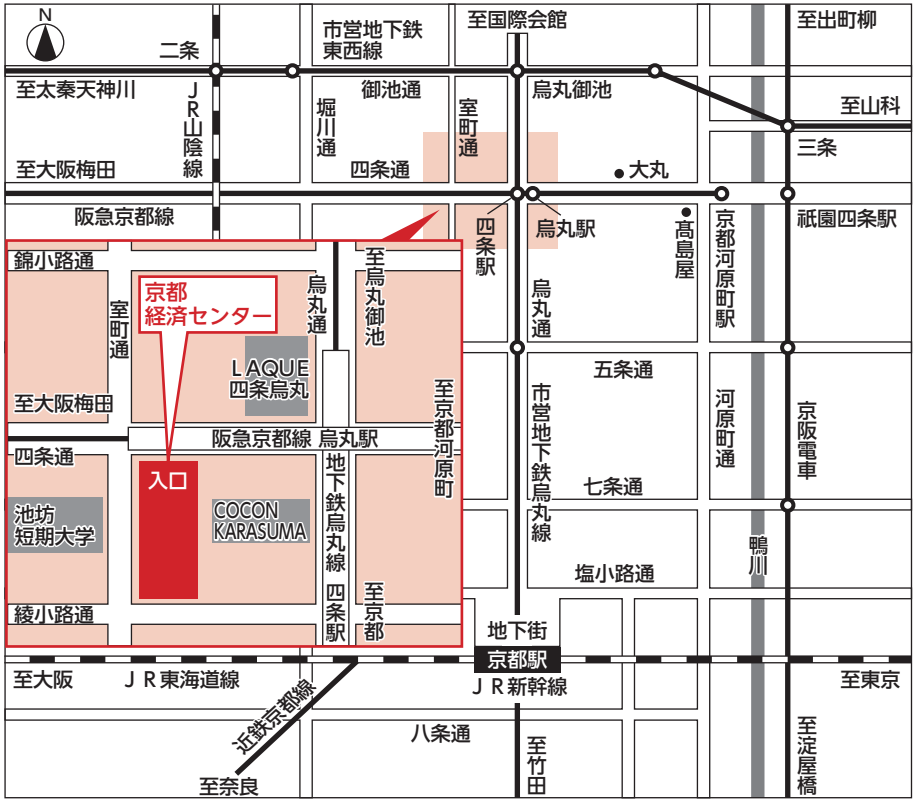

交通機関のご案内

- 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ
- 阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- 京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ
- 京阪電車「祇園四条駅」下車市営バス「四条京阪前」より乗車約９分

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

FSC www.fsc.org　ミックス　紙｜責任ある森林管理を支えています　FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT